

1. 交通バリアフリー法の概要

1 - 1 法律制定の背景と経緯

わが国においては、急速な高齢化の進展、ノーマライゼーションの理念の浸透などから、高齢者、身体障害者等の自立した日常生活の確保の重要性が増大してきており、その前提の一つとして、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上が急務となっています。

このような移動円滑化の実現に向け、平成 12 年 11 月 15 日に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称、交通バリアフリー法)が施行されました。

1 - 2 法律の趣旨

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、

鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナルなど「旅客施設」のバリアフリー化

電車、バス、船など「車両等」のバリアフリー化

鉄道駅などの旅客施設を中心とした一定の地区(重点整備地区)における、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機などのバリアフリー化

を推進する。

語句の説明

【バリアフリー】

物理的な障害(バリア)、心理的な障害(バリア)、情報面での障害(バリア)、そして社会的な障害(バリア)を取り除き、良好な環境・施設をつくること。

【ノーマライゼーションの理念】

すべての人が共に生活し、互いに助け合う社会を実現するために、若者も高齢者も障害のある人もない人も、ともに平等に社会の一員として生活し、活動する地域づくりを進める考え方。

【高齢者、身体障害者等】

交通バリアフリー法の直接の対象者として定められており、知覚機能や運動機能といった身体の機能の面で日常生活又は社会生活に制限を受ける者で、具体的には高齢者のうち加齢により知覚機能や運動機能が低下した者、身体障害者、妊産婦、けが人などを指す。

【移動円滑化】

高齢者、身体障害者等は公共交通機関を利用して移動する際に、障害のない者よりも大きな体の負担を負うことになる。このため、交通バリアフリー法ではその負担を軽減することにより、移動をより容易かつ安全にすることを目指しており、これを「移動円滑化」と定義している。

【重点整備地区】

重点整備地区は、以下に示す要件を満たすものである。

(要件) 特定旅客施設から徒歩圏内にあって、高齢者、身体障害者等が社会生活において利用する官公庁施設、福祉施設、その他の施設を含む地区。

(範囲) 特定旅客施設から徒歩圏(概ね 500m ~ 1km)内の範囲であると想定されるが、施設の分布状況など地域の実情に応じて市町村が判断する。

(境界) できる限り市町村の区域内的の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に定めることが必要である。

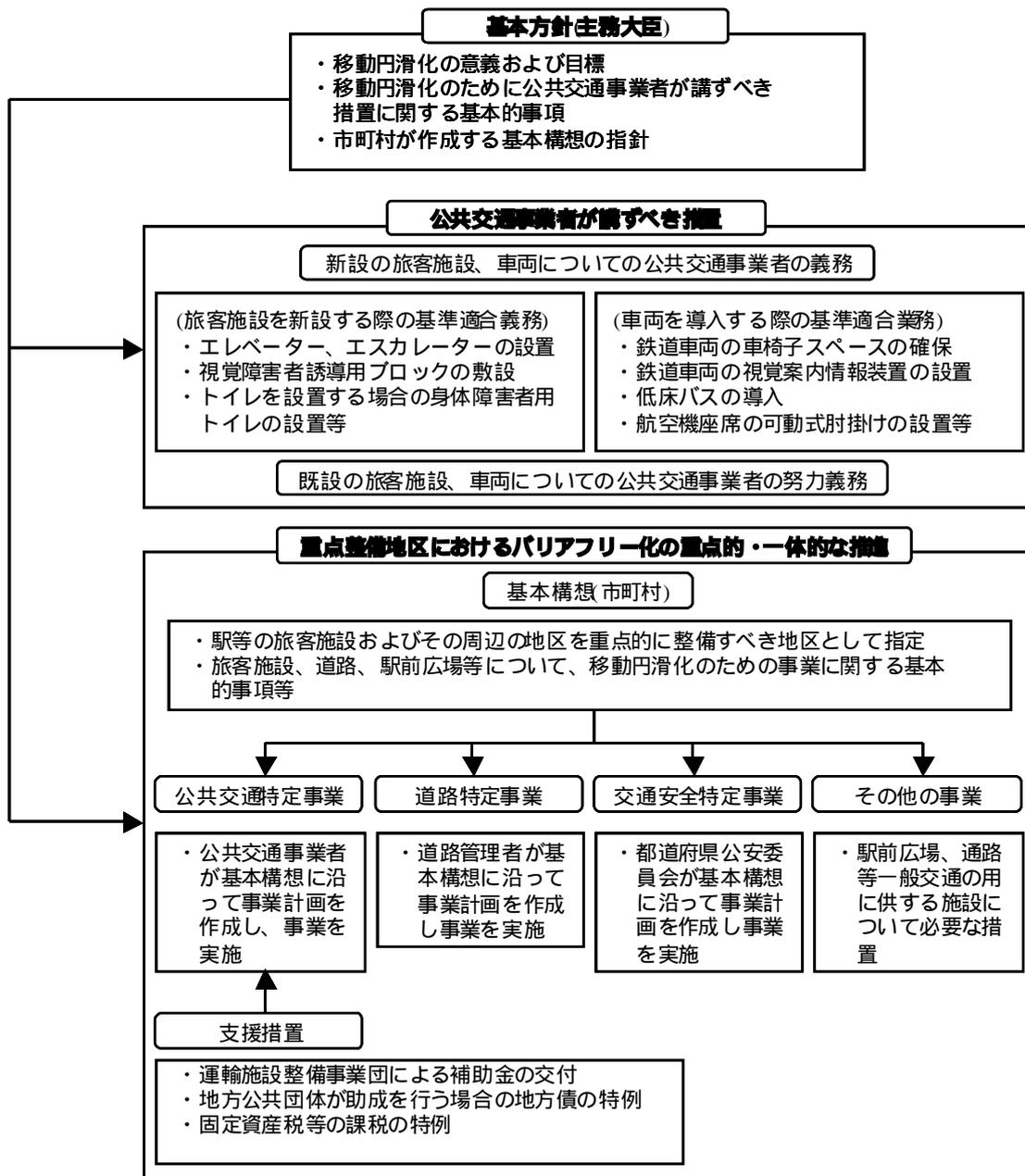
1 - 3 法律の仕組み

交通バリアフリー法の基本的な枠組みを以下に示します。

主務大臣はバリアフリー化を総合的かつ計画的に推進するために基本方針を定めています。その中で、公共交通事業者に対して義務付けていることがあります。

市町村は基本方針に基づいて、「特定旅客施設」を中心とした重点整備地区を設定し、基本構想を作成することができます。

基本構想を策定することによって、公共交通事業者等は基本構想に基づいた特定事業計画を定め、重点整備地区内のバリアフリー化を実施することになります。



出典：国土交通省HP（交通バリアフリー法の基本的枠組み）

1 - 4 国の基本方針

基本方針は、公共交通機関のバリアフリー化を総合的かつ計画的に推進するため、国においてバリアフリー化の目標等を定めたものです。

(1) バリアフリー化の目標

旅客施設

2010年までに、1日当たりの平均的な利用者の数が5,000人以上の旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル)について、「段差の解消」「視覚障害者誘導用ブロックの整備」「身体障害者対応型トイレの設置」等のバリアフリー化を実施する。また、これ以外の旅客施設についても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、身体障害者などの利用の実態等を踏まえてバリアフリー化を可能な限り実施する。

車両等

2010年までに以下のバリアフリー化を達成する。

車両等の種類	車両等の総数	バリアフリー化される車両等の数
鉄軌道車両	約51,000	約15,000(30%)
乗合バス車両	約60,000	原則として、10～15年で低床化された車両に代替 (うちノンステップバス) 約12,000～15,000(20～25%)
旅客船	約1,100	約550(50%)
航空機	約420	約180(40%)

一般交通用施設

原則として2010年までに、重点整備地区の主要な特定経路を構成する道路、駅前広場、通路等についてバリアフリー化を実施する。

信号機等

2010年までに、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等のバリアフリー化を原則としてすべての特定経路を構成する道路において実施する。

(2) 交通事業者等の講ずべき措置

- ハード面
 - ・旅客施設のバリアフリー化
 - ・車両等のバリアフリー化
- ソフト面
 - ・案内情報の適切な提供(視覚情報、聴覚情報)
 - ・職員に対する教育訓練(研修、マニュアルの整備等)

(3) 国及び地方公共団体の講ずべき措置

- ・設備投資等に対する支援、調査及び研究開発の促進
- ・移動円滑化の状況に関する情報を利用しやすい形で提供
- ・心のバリアフリーの重要性から、国民の理解を深めるための啓発、教育活動

(4) 国民の協力

- ・高齢者、身体障害者等に対する理解を深めるとともに、手助け等積極的な協力